

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年10月31日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構函館病院
院長 岩代 望

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

精白米(令和4年度・道産ふっくりんこ100%)
予定数量 13,000kg

(2) 調達件名の特質的事項

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期間

令和4年12月1日～令和5年11月30日(1年間)

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構函館病院 栄養管理室

(5) 入札方法

第一交渉権者の決定については、最低価格方式をもって行うので、

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等に要する一切の諸経費を含め、入札金額とすること。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) その他

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という)第22条の規定に基づき単価契約とする。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由に該当する。

(2) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のうち「その他」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格者名簿に未登録の者は資格審査に係る手続きを完了するのに十分な期間があることを条件として入札を行うことを認める。

- (4) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者でないこと。

3 入札及び契約状況を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒041-8512

北海道函館市川原町18番16号

独立行政法人国立病院機構函館病院 事務部企画課 契約係長 下山

TEL 0138-51-6281 内線253

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。

公告日から令和4年11月15日（火）まで（土日祝を除く）の9時から17時までの間、交付する。

- (3) 入札書の受領期限

① 提出期限

令和4年11月16日（木） 12時00分まで

- (4) 開札の日時及び場所

令和4年11月18日（金） 9時30分

独立行政法人国立病院機構函館病院 院内会議室

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納品できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出すること。

入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、虚偽の内容記載等の入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 関連情報を入手するための窓口 上記3（1）に同じ

- (7) 契約の相手方の決定方法

本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって本公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者を交渉権者とする。

その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約単価を決定する。ただし、交渉が不調となり又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (8) 詳細は入札説明書による。